



郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

本部が緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染急拡大で

新型コロナウイルスの感染がオリンピックの強行で激増し、災害という事態になっています。菅政権と小池都政のコロナ対策は無為無策どころか、感染を増させていることから人災と言わざるをえません。

日本郵政でも感染が激増しています。昨年来からみると、感染した郵便局は、全国で1700カ所以上にのぼっています。日本郵政グループで働く社員は、エッセンシャルワーカーとして、郵便、物流業務、貯金・保険業務を担いコロナ禍でも社会生活を支えています。通信病院では、新型コロナとの戦いの最前線で奮闘しています。

以上状況にふまえ本部は8月4日、以下の緊急申し入れ書を提出しました。

- 1、職場で感染が発生した場合、会社の責任においてPCR検査を実施する事。
- 2、感染拡大を防ぐために、早期の対応が求められる。本社は専門家・保健所の指示を専門家・保健所の指示
- 3、感染への対応については、社員の健康保持及び、「郵便局から利用者へ感染を広げない」ための対応策を講じる事。
- 4、昨年度は、「暑さ対策費」として追加措置(総額20億円)を行ってきた。今年度の暑さ対策を早急に行う事。
- 5、感染が判明した蒲田・中野北・川崎東郵便局ではクラスターというべき事態となっている。こうした事態を招いた原因についての検証をおこない対応策を講じる事。
- 6、一年以上に及び新型コロナウイルス感染拡大が続いている。社員の労をねぎらい、モチベーションを上げる意味で、すべての社員にコロナ対策の特別手当を支給する事。
- 7、職場ワクチン接種の拡充を図る事。

コロナ関連で

会社からの情報

●社員が罹患した場合、正社員は有給の病気休暇で療養します。非正規社員は病気休暇が無給であることから、生活支援金として一律5万円(1人一回限度)支給。受給に際しては、新型コロナに罹患・治療後に、保健所の発行する療養終了通知書等の写しの提出が必要。この支援金は年休ではなく病気休暇として申請した場合。

●社員がワクチン接種を勤務時間内に受ける場合、業務に支障のない範囲で、その時間を勤務したものとみなされます。その時間はワクチン接種を受ける時間、会場までの移動時間が含まれます。日本郵政が実施する職域接種だけでなく、自治体での接種も同様です。非正規社員がワクチン接種を受けた後、ワクチン接種との関連性が高い病状で、病気休暇、または欠勤(所属長に届出、承認されたものに限る)した場合、1人一回を限度に5千円的生活支援金が支給。この支援金は年休で休んだ場合は対象になりません。

●本部はワクチン接種を受ける場合、移動時間も含め特別休暇とするよう求めました。今回の措置は特別休暇とはならないものの、勤務扱いになったことは私たちの申し入れに応えたものとなっています。